

# 第5章

## 国際的な安全保障環境の改善

- 第1節 国際平和協力活動への取組
- 第2節 安全保障対話・防衛交流の推進
- 第3節 軍備管理・軍縮・不拡散への取組



# 第1節

# 国際平和協力活動への取組

今日の国際社会は、国際テロ、大量破壊兵器などの拡散、複雑で多様な地域紛争、国際犯罪といった地球規模の問題に直面している。また、移動手段・通信手段の急速な発達に伴うグローバル化により、わが国から遠く離れた地域で発生した事態であっても、わが国にその脅威や影響が及びうることが懸念されるようになった。

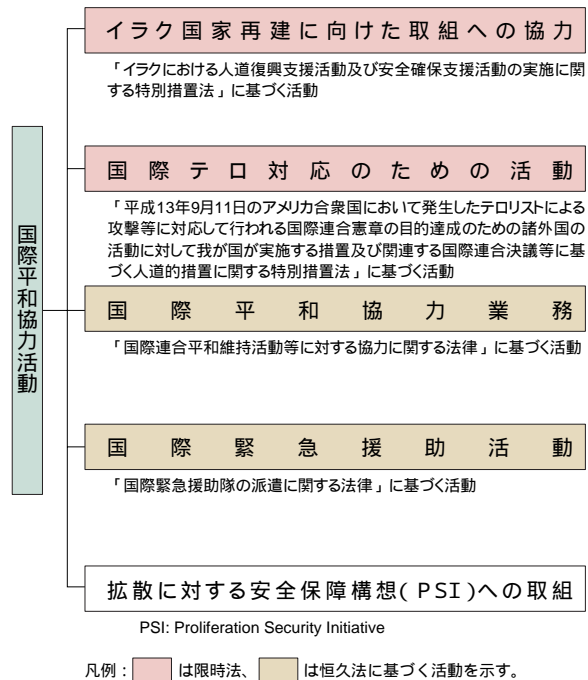
こうしたグローバルな脅威への対応は、一国のみでの解決が困難であり、また、軍事面のみならず、さまざまな分野でのアプローチが必要であることから、国際社会が一致、協力して取り組むことが必要であると認識されている。

防衛大綱<sup>1)</sup>では、国際社会の取り組みを踏まえ「国際的な安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにすること」を、わが国の防衛とともに、安全保障の目標として掲げている。このため、政府開発援助（ODA）の活用を含め外交活動を積極的に推進するとともに、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動（以下「国際平和協力活動」という。）を外交と一体のものとし、主体的・積極的に取り組むことにしている。

参照 > 2章2節2

本節では、防衛大綱を踏まえた今後の防衛庁・自衛隊における国際平和協力活動への取り組みとその内容について説明する。

図表5-1-1 自衛隊が活動を行った国際平和協力活動（本年5月末現在）



## 1 国際平和協力活動への主体的・積極的な取組

防衛大綱では、わが国の平和と安全を確保するため、「わが国の安全保障の基本方針」の中で、2つの目標を明示し、これを達成するための3つのアプローチをあげている。

この中で、わが国に脅威が及ぶことを防止・排除することに加え、国際的な安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにすることを、安全保障の目標としている。これは、01（平成13）年に発生した米国同時多

発テロ（9.11テロ）以降、わが国から遠く離れた地域で発生した事態であっても、わが国にその脅威や影響が及びうるとの認識を踏まえたものである。また、防衛大綱はこれを達成する3つのアプローチの1つとして「国際社会との協力」をあげ、国際平和協力活動を外交と一体のものとして主体的・積極的に取り組んでいくこととしている。

さらに、自衛隊が国際平和協力活動に適切に取り組み

1) 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」

うよう、自衛隊の任務における国際平和協力活動の位置付けを適切なものとするとともに、そのための体制整備を進めていくこととしており、防衛庁・自衛隊は、さまざまな見直しを行ってきている。

## 1 国際平和協力活動の位置付けの見直し

自衛隊はペルシャ湾に海上自衛隊（海自）の掃海部隊を派遣して以来、さまざまな国際平和協力業務や国際緊急援助活動などに参加し、国際社会に貢献を重ねてきた。また、9.11テロ以降は、テロ対策特措法<sup>1</sup>に基づき、インド洋などで協力支援活動などを継続している。

さらに、米英軍によるイラクに対する武力行使後は、

イラク人道復興支援特措法<sup>2</sup>に基づき、イラクを平和で民主的な国家として復興するため、国際社会と協力しつつ、イラク復興の支援を行ってきており、こうした国際平和協力活動への取り組みは、国際社会のみならず、わが国の多くの国民が肯定的に捉えるなど、国内においても高く評価されてきている。

参照 > 2章4節（P110）

また、これらの活動に従事する自衛隊員は、長期にわたって国や家族を離れ<sup>3</sup>、厳しく困難な環境と緊張の中で献身的に任務を遂行している。

こうした活動における職務に、自衛隊員が一層の誇りと自覚をもって、専念するためにも、その体制と環境を整備し、国際平和協力活動を自衛隊の本来任務に位置付

図表5-1-2 国際平和協力活動関連法の総合的な比較

項目	国際平和協力法	テロ対策特措法	イラク人道復興支援特措法
目的	国際連合を中心とした国際平和のための努力への積極的な寄与	国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組への積極的・主体的な寄与 我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資すること	国家の速やかなる再建に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取組への主体的・積極的な寄与 イラク国家の再建を通じて、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資すること
自衛隊法の規定	自衛隊法100条の7（8章雑則）に規定	自衛隊法附則に規定	自衛隊法附則に規定
主要な活動	国連平和維持活動 人道的な国際救援活動 国際的な選挙監視活動 上記活動のための物資協力	協力支援活動 捜索救助活動 被災民救援活動	人道復興支援活動 安全確保支援活動
活動地域	我が国以外の領域（公海を含む。） （紛争当事者間の停戦合意及び受け入れ国の同意が必要）	我が国領域 公海及びその上空（注1） 外国の領域（当該外国の同意が必要）（注1）	我が国領域 外国の領域（当該外国及びイラクにおいては施政を行う機関の同意が必要）（注1） 公海及びその上空（注1）
国会承認	自衛隊による平和維持隊本体業務の実施について、原則として、事前に国会付議（注2）	自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議（注2）	自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議（注2）
国会報告	実施計画の内容などについて、遅滞なく報告	基本計画の内容などについて、遅滞なく報告	

- （注）1 現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる地域に限る。  
2 国会が閉会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

1) 正式名称は「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成13年法律第113号）」  
2) 正式名称は「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成15年法律第137号）」  
3) なお、本年6月16日に公職選挙法の一部を改正する法律案が成立し、法律の規定に基づき国外に派遣される組織の構成員（国際平和協力法等に基づき国外に派遣される自衛隊員など）が、国外において不在者投票ができることとなった。

ることが必要である。また、これは、わが国が国際社会と協力して国際社会の平和と安定に取り組む姿勢を強く発信することにもつながる。

このため、政府は、国際平和協力活動などを、自衛隊の本来任務と位置付ける内容を含む防衛庁設置法等の一部改正法案を6月9日、国会に提出した。

参照 > 2章4節

## 2 国際平和協力活動に適切に取り組むための体制整備

防衛大綱では、国際平和協力活動に適切に取り組むため、教育訓練体制、所要の部隊の待機態勢、輸送能力などを整備し、迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するための各種基盤を確立することとしている。

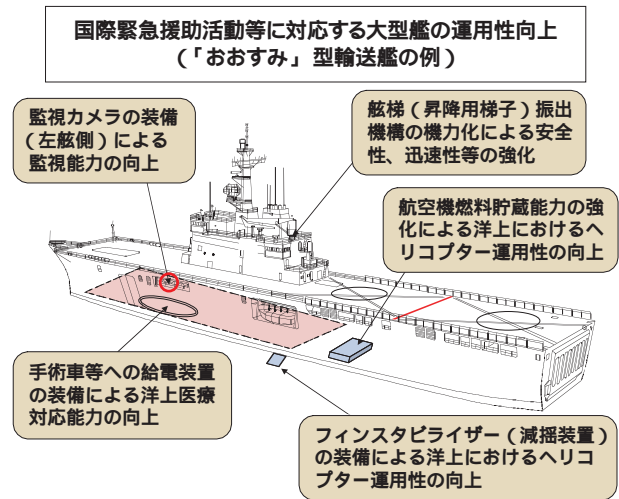
具体的には、自衛隊の自己完結性、組織力などの能力を活用し、国際平和協力活動に適切に取り組むために必要な教育を平素から行い、基幹となる要員を育成することとしている。特に、陸上自衛隊（陸自）の中央即応集団隷下に国際活動教育隊を新編し、国際平和協力活動に係る訓練の支援や研究などを行う。

また、ローテーションによる派遣部隊の待機態勢の大幅な拡充を図るほか、引き続き国際平和協力活動に資する装備品や、輸送能力を有する航空機や艦船などを整備

し、国際平和協力活動をより効果的に行いうる態勢を構築することとしている。

なお、防衛庁においては、統合運用体制が、本年3月末にスタートし、国際平和協力活動においても、その運用に際しては統合幕僚長が防衛庁長官に対する軍事専門的な観点からの補佐を一元的に行うこととなった。これにより、国際平和協力活動についても、より効率的、効果的に取り組むことができる。

図表5-1-3 国際平和協力活動の積極的推進



## 2 イラク国家再建に向けた取組への協力

イラクにおける主要な戦闘は終結し、国際社会は、03（平成15）年5月、安保理決議第1483号<sup>1</sup>およびそれに引き続き安保理決議を採択し、イラクの復興支援に積極的に取り組んでいる。イラクの再建は、イラク国民や中東地域の平和と安定はもとより、わが国を含む国際社会の平和と安全の確保にとって極めて重要である。

わが国は、憲法の範囲内で、主体的かつ積極的に、できる限りの支援、協力を行うため、同年7月に成立した、イラク人道復興支援特措法に基づき、03（同15）年12月以降、自衛隊の部隊を順次、現地に派遣し、政府開発援

助（ODA）による支援と連携しながら、医療、給水、公共施設の復旧・整備、人道復興関連物資などの輸送を中心とした活動（人道復興支援活動）を行っている。

また、これに支障を及ぼさない範囲で、諸外国が行うイラクの国内の安全と安定を回復する活動の支援（安全確保支援活動）も行っている。

わが国の支援活動は、イラクをテロの温床とせず、平和で民主的な責任ある国家として復興することを支援するものであり、将来にわたるイラクとわが国の良好な絆の礎となるものである。また、これは、中東地域全体の

<sup>1</sup> 米英軍の占領軍としての特別な権限・義務を確認し、国際的に承認されたイラク国民による政府が設立されるまで、「当局」に領土の実効的な施政を通じてイラク国民の福祉を増進することを要請するとともに、イラクの国民に対する人道上的支援、イラクの復興支援を行うこと、同国の安定と安全に貢献することを国連加盟国に要請している。



愛知防衛庁長官政務官（左）が第10次イラク復興支援群長（右）に隊旗を授与（相馬原駐屯地）



夕刻、サマーワ宿営地で国旗を降ろす隊員

安定に寄与するのみならず、石油資源の9割近くをこの地域に依存しているわが国にとって、国家の繁栄と安定に直結する極めて重要なことでもある。

また、わが国がイラクにおいて人的貢献を行い、米国とともにイラクの復興のために活動することにより、日米両国はますます強固な信頼関係で結ばれることとなり、このような活動は、日米同盟の強化にも寄与している。

こうしたイラクの国家再建に向けたわが国の協力は、国際社会とイラク国民から高い評価を受けており、わが国に対する信頼の向上のみならず、日米の安全保障面での協力をさらに緊密かつ実効性あるものとする上で有意義である。また、わが国の国内においても、同活動がイラク復興に役立っていることは、多くの国民から評価されている<sup>2</sup>。

## 1 イラク人道復興支援特措法と基本計画の概要

### (1) イラク人道復興支援特措法の概要

03（平成15）年3月より安保理決議に基づいて国連加盟国がイラクに対して行った武力行使の結果を受けて、国際社会は、イラク国家の速やかな再建を図るため、イラクの国民による自主的な努力を支援し、および促進しようとする取り組みを行ってきた。

イラク人道復興支援特措法は、わが国がこのような国

際社会の取り組みに主体的・積極的に寄与するため、安保理決議第1483号などを踏まえ、人道復興支援活動および安全確保支援活動を行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資することを目的としている。

人道復興支援活動および安全確保支援活動の内容は、図表5-1-4のとおりである。

また、この法律は、施行から4年で効力を失う限時法である。

図表5-1-4 イラク人道復興支援特措法における活動の内容

区分	活動の内容
人道復興支援活動	<p><u>医療</u></p> <p>被災民の帰還の援助、食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、被災民の収容施設の設置</p> <p><u>被災民の生活又はイラクの復興を支援する上で必要な施設・設備の復旧・整備、自然環境の復旧</u></p> <p>行政事務に関する助言又は指導</p> <p><u>人道的精神に基づいて被災民を救援し若しくは被害を復旧するため、又はイラクの復興を支援するために実施する輸送、建設、補給など</u></p>
安全確保支援活動	<p><u>国連加盟国が行うイラク国内における安全及び安定を回復する活動を支援するためにわが国が実施する医療、輸送、補給など</u></p>

(注) 1 — は自衛隊が実施する(した)活動を示す。

2 イラクで陸自派遣部隊が行っていた給水活動は、上記の人道復興支援活動の「補給」に含まれる。

2) 「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」(本年2月)では イラク復興における自衛隊の活動がイラクの復興に役立っていると思うかとの問いに対し、66.7%の人々が「役立っている」と回答するなど、国民の多くが活動を評価している。

(2) 基本計画の概要

政府は、03（平成15）年12月9日、国際社会の責任ある一員として、わが国にふさわしい活動を行っていくべきと判断し、基本計画を閣議決定した。

参照 > 資料46（P380）

基本計画に示された派遣期間は当初1年間とされていたが、イラク情勢を踏まえ、わが国の主体的判断として、04（平成16）年12月、昨05（平成17）年12月と2度にわたり、1年ずつ派遣期間を延長するための基本計画の変更を行った。昨年12月の延長時には、あわせて、部隊の活動については以下の～の諸事情等をよく見極めつつ、現地の復興の進展状況等を勘案して、適切に対応することとした。

イラクにおける政治プロセスの進展の状況

イラク治安部隊への治安権限移譲などの現地治安に係わる状況



現地活動を視察する額賀防衛庁長官



現地学校を視察する額賀防衛庁長官と子供たち

英軍および豪軍をはじめとする多国籍軍の活動状況および構成の変化

この基本計画の変更に先立ち、同月3日に額賀防衛庁長官はイラクおよびクウェートを訪問し、現地で活動していた陸自第8次イラク復興支援群と空自派遣輸送航空隊の部隊視察を行った。この際、陸自部隊のサマーワ宿営地において、ハッサーニ・ムサンナー県知事および英、豪軍派遣部隊指揮官と懇談を行い、また、現地における学校の修復などの人道復興支援活動の状況を確認した。

現在の基本計画の概要は、図表5-1-5のとおりである。

図表5-1-5 基本計画の概要

実施事項	実施概要
人道復興支援活動	種類と内容 医療、給水、学校などの公共施設の復旧・整備、人道復興関連物資などの輸送
	区域の範囲 医療、給水、学校などの公共施設の復旧・整備 ・ムサンナー県を中心としたイラク南東部 人道復興関連物資などの輸送（輸送手段） ・クウェートとイラク国内の飛行場施設（航空機） ・ムサンナー県を中心としたイラク南東部（車両） ・ペルシャ湾を含むインド洋（艦艇）
	自衛隊の部隊などの規模・構成・装備 ・陸上自衛隊 人員600名以内、車両200両以内と安全確保に必要な数の拳銃など ・航空自衛隊 輸送機など航空機8機以内と安全確保に必要な数の拳銃など ・海上自衛隊 輸送艦など2隻以内、護衛艦2隻以内
派遣期間	03（平成15）年12月15日～06（同18）年12月14日 なお、この期間内においても、部隊の活動については、国民議会選挙の実施及び新政府の樹立などイラクにおける政治プロセスの進展の状況、イラク治安部隊への治安権限の移譲など現地の治安に係る状況、ムサンナー県で任務に就いている英国軍及びオーストラリア軍を始めとする多国籍軍の活動状況及び構成の変化など諸事情を、政府としてよく見極めつつ、現地の復興の進展状況等を勘案して、適切に対応する。
安全確保支援活動	人道復興支援活動に支障を及ぼさない範囲の安全確保支援活動として、医療、輸送、保管、通信、建設、修理、整備、補給、消毒を実施することができる。

## 2 自衛隊の活動

自衛隊は、イラク人道復興支援特措法成立までの間に、イラク難民救援国際平和協力業務、イラク被災民救援国際平和協力業務の活動を行った。03（平成15）年12月以降はイラク人道復興支援特措法に基づき、イラクの自主的な国家再建に向けた取り組みに寄与するため、関係諸国や現地社会と良好な関係を築きながら、困難な状況に置かれた住民のため、早急に措置が必要な医療、学校などの公共施設の復旧・整備、物資の輸送などの支援を行っている。

自衛隊による人的貢献と外務省所管の政府開発援助（ODA）による支援は、「車の両輪」として進められ、目に見える成果が生まれており、イラクをはじめとする国際社会から高い評価を得ている。

こうしたわが国を含む国際的支援の下、イラクの政治プロセスが着実に進展し、本年5月にイラク新政府が発足したことにより、安保理決議で定められたイラクにおける政治プロセスが完了した。さらに、本年6月、マリーキー・イラク首相が、ムサンナー県について、多国籍軍からイラク当局へ治安権限を移譲することを発表し、英国政府も治安権限移譲に向けて必要な措置をとることを決定した。

このような状況を踏まえ、本年6月20日、政府は、ムサンナー県では、復興・治安の両面において、応急復旧的な支援措置が必要とされる段階は基本的に終了し、自主的な復興の段階に移行しつつあり、国際社会と連携してのイラク人の復興努力の支援という陸自の活動目的を達成したと判断し、ムサンナー県で活動する陸自部隊を撤収させることを決定した。

なお、陸自部隊撤収後も空自部隊の活動は継続し、国連および多国籍軍等のニーズに応えるため、バグダッドやエルビルなどへの人員・物資の輸送等、人道復興支援活動を中心とした活動を実施していく方針である。

### （1）陸上自衛隊の部隊による活動

04（同16）年1月、第1次イラク復興支援群およびイラク復興業務支援隊を派遣して以降、イラク復興支援群は約3か月で部隊交代を、イラク復興業務支援隊は約6

か月で要員交代を行ってきた。本年6月の撤収決定の時点では、第10次イラク復興支援群およびイラク復興業務支援隊の第5次要員がサマーワにて、現地住民の要望や現地の慣習に十分配慮しながら、活動などを行っている。（図表5-1-6参照）

陸自部隊においては、派遣開始から撤収決定までの期間、のべ約5,500人の隊員が人道復興支援活動等に取り組み、現地の生活基盤の整備、厳しい雇用環境の緩和など、様々な面で大きな成果をあげ、現地住民、ムサンナー県当局、イラク政府、国際社会から高い評価を得た。こうした活動により、ムサンナー県においては、陸自部隊の支援なしに自らの復興を行うための最小限の基盤が整備されたことから、今後の更なる復興を促すためにも、今般わが国政府は、陸自部隊の撤収を決定した。これを受け、陸自部隊は順次サマーワからの撤収を開始した。

### ア ムサンナー県の復興の進展状況

わが国によるイラクの復興支援が開始された当初は、飲料水などの生活用水の不足や医療、教育施設などの生活基盤などが不十分な状況にあった。また、治安状況も全般として予断を許さない状況が継続していた。このような環境下で、わが国は、円滑かつ安全に活動を遂行できる自己完結性を備えた自衛隊の能力を活用し、現地が自ら復興するための最小限の基盤を整備するため、早急に必要とされる支援を中心に、活動を進めてきた。

こうした活動の内容および成果は、図表5-1-7のとおりであり、2億ドルを超える無償資金協力の実施とあいまって、ムサンナー県の生活環境はこの2年間で着実に改善された。例えば医療面では、ムサンナー県にある主要都市の医療施設の整備や、医療技術指導などにより、サマーワ母子病院では、分娩直後の新生児の死亡率が、陸自部隊の活動開始以前に比べ約3分の1に改善したと言われている。また、学校の整備により、多くの子供たちが学校での教育を受けられるようになり、明るい笑顔が戻るなど、成果が現れてきている。また、円借款によってムサンナー県の灌漑・交通分野を支援することとしている。



小学校施設内のモニュメント



アル・アグラス小学校の子供たち



補修した養護施設内に掲示された絵

図表5-1-6 サマーワ周辺における復興支援群の活動状況（本年5月末現在）



完成したルメイサ浄水場



完成したアル・ハッティーン小学校



わが国から引渡された給水車



医療機材の教育をする隊員



ワルカ貯水槽を点検する隊員

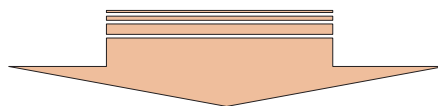


サマーワで活躍する親子隊員



図表5-1-7 陸自部隊のイラク特措法に基づく活動及び成果（本年5月末現在）

諸活動等	実施内容	実績	成果
医療活動 04年2月以降	陸自派遣部隊の医官がサマーワ総合病院など4つの病院において、 ・現地人医師などに対し診断方法、治療方針についての指導・助言 ・わが国から供与された医療器材の使用法の指導・助言 ムサンナー県の救急車搭乗員に対する技術指導 医薬品倉庫における医薬品の管理に関する技術指導などの医療支援	医療技術指導 約264回	基礎医療基盤の整備により、サマーワ母子病院における分娩直後の新生児の死亡率が、わが国の支援前に比べ約1/3に改善したと言われている。 救急医療能力が向上
給水活動 04年3月以降	サマーワ宿営地における浄水及び、給水車への配水 ODAにより宿営地近傍に設置した浄水設備が昨年2月4日に稼働を開始したことに伴い、陸自派遣部隊による給水活動を終了	合計約53,500トンを給水（1日あたり約1,200人分）	復興当初の水の不足は概ね解消
公共施設の復旧整備活動 04年3月以降	ムサンナー県内の学校の壁、床、電気配線などの補修	36件中34か所が終了	ムサンナー県内の約1/3の学校設備が整い教育環境が改善
	現地住民が使用する生活道路の整地、舗装	29件中27か所が終了	生活に密着した主要な道路の整備により、利便性が向上
	その他施設の補修 ・診療所施設（PHC:Primary Health Center） ・サマーワの養護施設、低所得者用住居 ・フルカ浄水場、ルメイサ浄水場 ・ウルク遺跡、オリンピックスタジアムなどの文化施設	66件中51か所が終了	ムサンナー県民の生活、文化に潤い感を供与
現地雇用	公共施設の復旧・整備に現地企業を活用宿営地における通訳、ゴミ収集作業に現地住民を雇用	1日当たりの雇用者数は最大で1,100名強の雇用を創出（延べ約47万人）	



イラクの人の手によるイラク復興に必要な基礎を育成

## ムサンナー県より、現地イラク国民の声

陸上自衛隊が活動しているイラク南東部のムサンナー県では、これまでわが国が行ってきたイラクの人道復興支援により、生活環境が逐次改善されてきています。ここでは復興支援にたずさわっているイラク人の声をご紹介します。

### 医師のアズハー（Azhar）氏

私は医師なので、特に医療の面での変化に注目しているのですが、自衛隊の復興支援活動が地域の医療水準を引き上げているのを感じます。私が働いている病院においては自衛隊の医療技術指導を受けておりますが、今までは器材等の不足により、診察すら困難だった病気の治療ができるようになりました。そのことが、地域全体の利益になっています。



### 看護師のアハメド（Ahmed）氏

ムサンナー県での自衛隊の活動は、「素晴らしい」の一言です。自衛隊の医療技術支援により、私の勤務する病院でも、日本から供与された器材などが十分活用できるようになっています。私の友人も、日本の支援により補修された学校の広い教室や真っ白な壁を見て、「見たこともないようなきれいな学校に生まれ変わった」と言っていました。



### 道路補修エンジニアのアッバス（Abbas）氏

私はこれまで2年以上、日本の自衛隊の方々と一緒に道路の補修などの仕事をしていますが、補修事業などで学校での教育や医療、交通の便が非常に改善されたばかりではなく、雇用の機会が増え失業者も減っています。最近、日本が大型発電所の建設を開始しましたが、それが完成すれば、最大の悩みである電力不足も解消され、今よりずっと住みやすくなるでしょう。



修復前



修復後



サマーワ市内道（アル・ムアミン地区）の補修

修復前



修復後



アル・ジョラーン小学校の補修（マジット）



わが国から寄贈された絵本を見る小学校の子供



他方、イラク全体を見れば、未だ復興の途上にあり、引き続き国際社会による支援が必要であることから、さらに政府は、今後のイラク自身による本格的な復興を引き続き支援することを決定した。

なお、陸自部隊撤収後も、引き続きイラクの復興支援に役立つため、この地域へのわが国ODAによる支援は今後も継続していく方針である。

また、本年の5月には、サマーワ市内の小学校の校舎補修の竣工式にあわせ、絵本1,500セット（2万4,000冊<sup>3</sup>）の贈呈式が行われ、わが国から、アラビア語訳した日本の図書や、アラビア語圏で市販されている優良図書を、ムサンナー県内の全小学校と児童関連施設など348か所に寄贈した。

#### イ 英国軍、オーストラリア軍との連携

昨年3月、オランダ軍に替わり、英国軍がムサンナー県の治安維持任務を引き継いだ。さらに同年5月よりオーストラリア軍がサマーワに派遣され、英国軍とともに活動してきた。

陸自派遣部隊が活動を行う際には、英国軍およびオーストラリア軍と連携する必要があるため、現地部隊においては、相互に連絡員を派遣したほか、定期的な意見交換・文化交流やその他の交流を図るなど、密接に協力しつつ活動を行ってきた。また、ムサンナー県における治安権限の移譲が決定したことを踏まえ、英国軍とオーストラリア軍派遣部隊は、ムサンナー県から他地域への再展開を決定した。

#### (2) 海上自衛隊の部隊による活動

海自は、04（同16）年2月20日以降、陸自派遣部隊の派遣開始時に陸自が使用する車両約70両などを、輸送艦「おおすみ」、護衛艦「むらさめ」の2隻の艦艇、人員約300名の派遣海上輸送部隊をもって、室蘭からクウェートまで海上輸送した。

#### (3) 航空自衛隊の部隊による活動

空自部隊は、03（同15）年12月26日以降、C-130H輸送機3機、人員約200名の派遣空輸隊を順次派遣して、04（同16）年3月3日以降、陸自派遣部隊の補給物資のほか、医療器材など、わが国からの人道復興関連物資、関係国・関係機関が行っている人道復興関連の物資・人員などを空自C-130H輸送機により輸送している。

陸自部隊撤収後は、国連および多国籍軍等のニーズに応えるべく活動を継続し、国連が活動するバグダッドやエルビルに対する空輸も含めて、国連および多国籍軍への支援を実施し、引き続きイラクの復興及び安定に貢献していく方針である。本年5月末までの輸送実績は、輸送回数322回、輸送物資重量449.2トンである。

また、04（同16）年4月、イラク国内において日本人を含む外国人の誘拐事件が多発する中、陸自派遣部隊の活動などを取材するためにサマーワに滞在する取材員の退避が外務省を通じて依頼されたことを受け、同月15日、陸自派遣部隊と連携して、報道関係の在留邦人10名を、C-130H輸送機をもって、タリル飛行場からクウェートまで輸送を行った。

3) 独立行政法人国際交流基金により提供

#### (4) 連絡官などの派遣

統合幕僚監部（統幕）からの連絡官が、米国フロリダ州の米中央軍司令部に派遣されている<sup>4</sup>。連絡官は、イラクやインド洋における自衛隊の活動に資する現地情勢などの情報収集を行うとともに、イラク人道復興支援特措法やテロ対策特措法に基づく自衛隊の活動などにかかわる調整を行い、自衛隊の効率的な運用に寄与している。

また、陸自部隊は、バグダッドなどの多国籍軍司令部に連絡官を派遣し連絡調整業務を行わせるとともに、クウェートに要員を配置し、人員・物資の受入れ、物資の調達などの業務を行い、サマーワに派遣されている部隊の後方支援を行ってきた。

陸自部隊の撤収後は、空自派遣部隊が、バグダッドなどの多国籍軍司令部に連絡官を派遣する。

#### (5) 派遣部隊の福利厚生やメンタルヘルスケア

派遣隊員が心身の健康を確保して任務を支障なく遂行できるようにする態勢を整えることは、非常に重要である。隊員が困難な勤務環境<sup>5</sup>においても勤務意欲を維持し、安んじて職務に専念しうよう、派遣部隊の宿営地などにはトレーニングジムや家族との連絡のための部屋を備えた厚生施設などを整備している。

また、国際電話、テレビ電話、電子メールにより、派遣隊員と家族が直接会話などができるよう連絡手段を確保するとともに、隊員および留守家族の近況について相



昨年10月、C-130Hによる輸送200回を達成

互にビデオレターを提供して、隊員と留守家族の絆を維持する態勢を整えている。さらに、家族支援センターなどを開設し留守家族からの各種相談や、説明会などで情報の提供を行うなど、留守家族に対する支援を行い、隊員が安心して任務に専念できるよう配慮している。

他方、メンタルヘルスケアの施策も行っており、派遣前にストレスの軽減に必要な知識を与えるため、講習を行うとともに、現地では、カウンセリング教育を受けカウンセラーに指定された隊員を配置するなど、厳しい環境下で職務に従事する隊員の精神面のケアに十分配慮している。

加えて、派遣部隊に医官を配置するとともに、状況に応じて本国からの専門的知識を有する医官などの派遣や帰国治療をさせる態勢を整えている。

### 3 日本の取組に対する評価

わが国のイラクの国家再建に向けた取り組みに対して、イラク、その他海外から次のような評価や感謝が表明されており、現地の世論調査でも回答者の8割が支持を表明している。

#### (1) イラクにおける評価

昨年12月の基本計画延長に先立ち、ジャファリー・イラク首相（当時）が訪日した際、小泉総理との日イラク首脳会談において、イラク国民を代表し、自衛隊の派遣や米国に次ぐ世界2番目のODA支援、約60億ドルの債務削減など、日本のさまざまな支援に深い謝意を表明した。加えて、自衛隊の活動については、人道復興支援という自衛隊の活動の性格はイラク国民から十分理解されており、地域に溶け込んで地域に貢献していることを高く評価し、自衛隊派遣の延長を要請した。

また、ズィーバーリー・イラク外務大臣が昨年11月に来日した際、麻生外務大臣との会談において、自衛隊の支援活動に謝意を表明するとともに、「同活動は現地の人々に歓迎されており、長くイラク国民の記憶に残り忘

4) 米中央軍司令部に所在する「不朽の自由作戦（OEF）」および「イラクの自由作戦（OIF）」に参画する約60か国の連絡官からなるコアリション・グループに、統幕から2名の自衛官が派遣されている。

5) サマーワでは、自分の手のひらが見えなくなるほどの砂嵐が発生したり、夏には気温が50℃を超え、冬には氷点下になるなど自然環境も過酷である。

れられることはないだろう。」と述べた。

陸自部隊の撤収が決定された後の本年6月22日には、イラクのマーリーキー首相が小泉総理と電話で会談し、サマーワからの撤収を決めた陸自の活動に謝意を表明した。

## (2) 諸外国の評価

ブッシュ米大統領は、本年6月に小泉総理が訪米した際の日米首脳会談において、アフガニスタンおよびイラクにおける日本の人道復興支援、ならびにインド洋において活動する各国軍に対する日本の支援を賞賛した。

また、昨年7月、ライス米国務長官が訪日し、イラク

およびアフガニスタンにおける日本の貢献を高く評価するとともに「日本の支援が、イラク国民に対して素晴らしい支援を行っている」と述べ、わが国独自の支援がイラクで成功していることを高く評価した。

さらに、本年1月に、額賀防衛庁長官が米国を訪問し、ラムズフェルド米国防長官と日米防衛首脳会談を行った際に、ラムズフェルド米国防長官は、これまでのわが国の対応を高く評価した。また、サウジアラビア王国の国防航空相兼総監察官のスルタン皇太子殿下が同年4月訪日し、小泉総理との会談において、イラクの復興と安定に対する日本の貢献を評価するとともに謝意を表明した。

# COLUMN

VOICE

解説

Q&amp;A

## イラク人道復興支援活動に従事する隊員の声（陸自）

第9次イラク復興支援群としてサマーワに派遣された鬼島夫妻に現地での活動について聞いてみました。

第9次イラク復興支援群 | 2等陸曹 | きじま たかし 鬼島 孝（現所属：第1高射特科大隊）

私は宿営地内で発電機等の整備を行いました。宿営地で働いているイラク人と話す機会がありましたが、彼らは現在電力不足から来る頻繁な停電で非常に困っています。それでも、常に明るい表情で「日本が大型発電所を作りはじめたから、そのうちに良くなるよ」と笑うのです。そうした笑顔に接していると、「ここに来て良かった。日本人で良かった。」と思い、日の丸を身に付けて活動していることを誇りに感じました。

妻とは同時に派遣され、休憩時間くらいしか顔を合わせる機会がありませんでしたが、いつかイラクが復興し、イラク人自身の努力で豊かな国になって欲しいと話していました。



発電機を点検する鬼島2等陸曹

第9次イラク復興支援群 | 陸士長 | きじまひろこ 鬼島浩子（現所属：第1高射特科大隊）

陸上自衛隊に入隊したころから、国際平和協力活動に参加することを希望していましたので、サマーワでのイラク人道復興支援活動への派遣要員に選定されたときは、光栄に思いました。夫も派遣を希望していましたが、同時に派遣されることを知ったときは、驚きと同時に、二人とも希望がかなったことを嬉しく思いました。

現地で私は炊事員として勤務しましたが、厨房で扱う食材には、豚肉や料理酒等イラク人が宗教上避けているものは含まれていません。現地の人にそのことを話すと、「我々の文化を尊重し、イラクに溶け込もうとしてくれる日本人の熱意に感激します。」と熱っぽく語ってくれました。そうしたイラク人の生の声を聞いたときは、私もイラクの復興のために十分に力になっていると感じました。



宿営地で炊事員として勤務する鬼島陸士長

## イラク人道復興支援活動に従事する隊員の声（空自）

第7期派遣輸送航空隊 3等空佐 加藤 治（現所属：第1輸送航空隊401飛行隊）

イラク人道復興支援特措法に基づき、わが国や、関係国、関係機関からの人道復興関連の物資の輸送等に従事したC-130Hのパイロットの加藤3佐に現地での苦労などについて聞いてみました。

Q 本任務に従事して良かった事について

A 国際社会が注目しているイラク復興のための任務に、わが国の一員として従事できたことは非常に名誉なことでした。特に、事故無く任務を全うできたことに誇りと喜びを感じています。

現地での飛行は、気を緩めればクルー全員の安全にもかかわる任務でしたので、国内での運航以上に、派遣要員には強い連帯感や一体感がありました。派遣前の訓練期間を含めて約半年間一緒に行動したクルー全員が、無事に任務を達成できたことは、運航の現場責任者として大きな喜びです。



加藤3等空佐（前列右から2番目）と派遣部隊のクルー

Q 本任務に従事しての苦労や心配について

A イラク国内での飛行では、携帯型ミサイルや機関砲などに対する警戒感<sup>そうしゅうかん</sup>は常にありましたので、全周を目視などにより監視しつつ、「絶対に被弾を回避する」と思いながら操縦桿を握っていました。

着陸する飛行場へのテロ攻撃の可能性もあり、また、風が強く吹くと砂が舞い上がり、飛行場やその周辺の視界が極端に悪くなることなどから、特に離着陸時は大変緊張しました。

しかし、安全に配慮して、派遣前に十分な訓練を実施したことや、必要な防御器材を搭載するなど航空機の装備品も充実していたので、自信を持って任務を遂行できました。

また、外気温が50 を超える酷暑時の派遣であったため、砂漠の砂の吸い込みを防ぐためにエアコンを使用できない機内は、さらに高温となり、まるで滝のように汗が流れてくる状況でした。このため、精神的にも肉体的にもかなりの疲労を伴う任務でしたが、運航終了時には深い安堵と大きな達成感をクルー全員で味わうことができました。

### 3 国際テロ対応のための活動

#### 1 国際社会の取組

01（平成13）年に発生した9.11テロ以降、国際社会はテロを根絶するため、軍事面のみならず、さまざまな分野において「テロとの闘い」を続けてきている。最近においても、アルカイダ等国際テロ組織の関与が疑われるテロ事件<sup>1</sup>が世界各地で引き起こされるなど、「テロ攻撃」による脅威は依然として存在しており、テロの撲滅には長期にわたる取り組みが必要である。

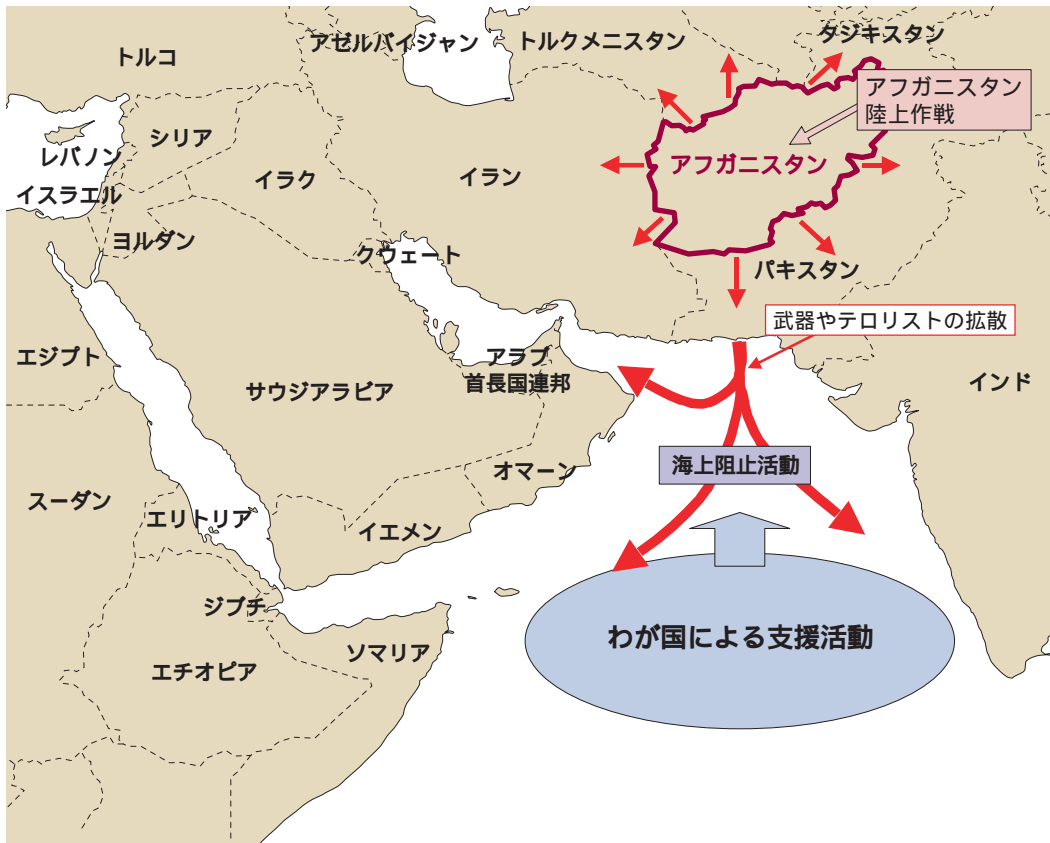
また、複雑で多様な地域紛争は、地域社会の平和と安全にとっての脅威となるだけでなく、内戦により国家が荒廃した状況に乗じて、国際テロ組織が浸透し、その活動が全世界へ拡大することが懸念される。

とりわけ、アフガニスタンとパキスタンの国境地帯を中心にアルカイダ等の活動拠点が存在していると言われ、また、アフガニスタンが依然としてテロリストの資金源となる麻薬の生産拠点ともなっていることから、米軍をはじめとする各国はテロを掃討するため、「不朽の自由作戦」(OEF) Operation Enduring Freedom を実施している。

(図表5-1-8参照)

これらの地域では、約20か国がアフガニスタン本土におけるOEFに部隊などを派遣し、陸上での掃討作戦などを行っており成果をあげているが、テロリストや麻薬、武器などの密輸に関与しているグループなどの一部は、山岳地帯などを經由して、海上に逃れるとともに、船舶

図表5-1-8 テロリストの拡散とOEFの概要（イメージ）



1) フィリピン（マニラ他、2005年2月）、エジプト（シャルム・エル・シェイク、2005年7月）、ロンドン（2005年7月）

などを利用して中東やアフリカ、ヨーロッパ、東南アジアなどの活動地域に移動し、爆弾テロなどを引き起こしていると見られている。

このような、テロリストの逃走や武器弾薬、麻薬などの拡散を阻止、抑止するため、インド洋で海上阻止活動（OEF - MIO<sup>2)</sup>が行われており、現在、欧米諸国やパキスタンの艦艇が活動している。これら艦艇により、無線照会や乗船検査を実施し、不審船から大量の麻薬を押収するとともに、大量の小銃や携帯用対戦車ロケットを発見するなどの成果をあげている。

また、国際社会は、アフガニスタンを再びテロの温床にしないとの観点から、ISAF（国際治安支援部隊）  
International Security Assistance Force  
による活動などにより、治安の維持や復興支援を行っている<sup>3)</sup>。

## 2 わが国の取組

国際社会が軍事面のみならず、外交、警察、司法、情報、経済などの手段も含め総合的にテロとの闘いを進めている中で、わが国としても、各国と連携しつつテロ対策を強化する必要があり、多様な分野での取り組み<sup>4)</sup>を行ってきている。

その中でも、テロ対策特措法に基づく自衛隊の支援活動は、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資するとともに、国際社会におけるわが国にふさわしい役割を果たし、信頼の向上に寄与しているほか、日米の安全保障面での協力をさらに緊密かつ実効性のあるものとする上でも有意義である。

わが国は、9.11テロの発生後、早い段階から国際的なテロリズムとの闘いを自らの問題と認識し、その防止と根絶のための取り組みに積極的・主体的に寄与するとの立場をとり、01（平成13）年10月には、テロ対策特措法が成立した。これを受け、同年11月以降、海自部隊はインド洋で活動している米艦艇などへの給油を主とする協



OEF-MIOに従事する外国艦艇に洋上補給を行う補給艦「おうみ」と周囲を警戒する護衛艦「いなづま」

力支援活動等を、また、空自は、米軍の物資などの輸送を継続している。

これらの活動は、各国艦艇が行っているテロリストの逃走や武器弾薬等の拡散の阻止、抑止のための活動をより効果的にするものであり、米国をはじめとする国際社会からも、高い評価を受けている。

## 3 テロ対策特措法と基本計画の概要

### (1) テロ対策特措法の概要

テロ対策特措法は、わが国が国際的なテロリズムの防止と根絶のための国際社会の取り組みに積極的・主体的に寄与するため、次の事項を定めてわが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資することを目的としている。

9.11テロ攻撃の脅威の除去に努めることで国連憲章の目的達成に寄与する米国をはじめとする諸外国の軍隊などの活動に対してわが国が行う措置、その実施の手続きその他必要な事項

国連決議や国連などの要請に基づき、わが国が人道的精神に基づいて行う措置、その実施の手続きその他必要な事項

同法には、自衛隊が行う活動として、 協力支援活

2) MIO : Maritime Interdiction Operations 海上阻止活動

3) 現在、約20か国がアフガニスタン本土におけるOEFに部隊・将校等を派遣しており、さらに、各国は、アフガニスタンを再びテロの温床としないとの観点から、36か国が首都カブールおよびその周辺の治安維持支援を行うISAFで活動している。

4) わが国は、出入国管理、テロ関連情報の収集・分析、ハイジャック等の防止対策、NBC（核・生物・化学）、テロ等への対処、国内重要施設の警戒警備、テロ資金対策等の分野を中心にテロの未然防止に関する諸施策などを推進している。さらに、政府は04（同16）年12月に、16項目の具体的措置を含む「テロの未然防止に関する行動計画」を策定し、紛失盗難旅券情報の国際的共有、入国規制強化、スカイ・マーシャルの導入、外国人宿泊客の本人確認強化、テロに使用されるおそれのある物質の管理強化、情報収集能力の強化等に取り組んでいる。



動<sup>5</sup>、 搜索救助活動<sup>6</sup>、 被災民救援活動<sup>7</sup>の3つの活動が定められている。このうち、協力支援活動（搜索救助活動の実施に伴い行う諸外国軍隊などに対する協力支援活動を含む。）として自衛隊が行う物品および役務の提供の種類は、図表5-1-9のとおりである。

また、同法は、施行の日から2年で効力を失うが、必要がある場合、別に法律で定めるところにより、2年以内の期間を定めて効力を延長することができることとされた限時法であり、03（平成15）年11月1日で、その期限が切れることから、同法の一部を改正し、05（同17）年11月1日まで2年間延長した。

さらに政府は、「テロとの闘い」は続いているという基本的な情勢を踏まえ、国際テロの根絶に引き続き主体

的に取り組む必要があると判断し、昨年10月に、06（平成18）年11月1日まで法律の効力をさらに1年延長する法案が国会で可決された。

## （2）基本計画の概要

国際テロ活動を取り巻く状況を踏まえ、インド洋での各国の活動は4年半以上にわたって行われている。政府は、各国の活動状況を踏まえ、引き続き協力支援活動を継続する必要があると判断し、昨年10月の派遣期間の延長に続き、本年4月に派遣期間の延長に関する9度目の基本計画の変更を行った。

現在の基本計画の概要は、図表5-1-10のとおりである。

参照 > 資料49（P384）

図表5-1-9 協力支援活動として自衛隊が行う物品及び役務の提供

協力支援活動として行うもの	補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	搜索救助活動の実施に伴い協力支援活動として行うもの
	輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	宿泊	宿泊施設の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供		

- （注）1 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。  
 2 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。  
 3 物品の輸送には、外国の領域における武器（弾薬を含む。）の陸上輸送を含まないものとする。



本年3年、インド洋に向け出港する補給艦「おうみ」(佐世保基地)

図表5-1-10 基本計画の概要

実施事項	実施概要
協力支援活動	補給（艦船による艦船用燃料など及び艦艇搭載ヘリコプター用燃料の艦船に対する補給） 輸送（艦船による艦船用燃料などの輸送、航空機による人員・物品の輸送） その他（修理と整備、医療、（国内での）港湾業務）
搜索救助活動	協力支援活動又は被災民救援活動を行う自衛隊の部隊などが遭難者を発見し、又は、遭難者の搜索救助を米軍などから依頼された場合には、インド洋とその上空に属する、協力支援活動、被災民救援活動を行う区域の範囲で搜索救助活動
被災民救援活動	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの要請に基づく、生活関連物資のUNHCRへの提供

5）諸外国の軍隊などへの物品・役務の提供、便宜の供与その他の措置であって、わが国が実施するものをいう。（同法第3条1）  
 6）諸外国の軍隊などの活動に際して行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者（戦闘参加者以外の遭難者があるときには、これを含む。）の搜索又は救助を行う活動であって、わが国が実施するものをいう。（同法第3条2）  
 7）テロ攻撃に関連する国連決議や国連などの要請に基づき、被害を受け又は受けるおそれがある住民など（被災民）を救援するため、人道的精神に基づいて行われる活動（食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の輸送、医療など）であって、わが国が実施するものをいう。（同法第3条3）



インド洋上で艦上体育を行う隊員



補給艦の甲板上で運用作業を行う隊員

## 4 自衛隊の活動

### (1) 海上自衛隊の部隊による被災民救援活動と協力支援活動

#### ア 被災民救援活動

海自部隊は、テロ対策特措法に基づく被災民救援活動として、護衛艦「さわぎり」、掃海母艦「うらが」で、生活関連物資をパキスタン・カラチ港まで輸送し、01（同13）年12月12日から2日間で、約200トンのテント、毛布などの救援物資<sup>8</sup>を国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）現地事務所へ引き渡した。同活動終了後、「うらが」は同年12月31日、日本に帰国し、任務を終了した。

#### イ 協力支援活動

01（同13）年9月19日の「米国における同時多発テロへの対応に関する我が国の措置」に基づき派遣された護衛艦「くらま」、「きりさめ」と補給艦「はまな」の3隻は、情報収集活動に引き続き、01（同13）年12月2日から、協力支援活動として、インド洋で米海軍艦艇への洋上補給などを開始した。その後、補給艦「とわだ」と被災民救援活動に従事した護衛艦「さわぎり」がそれらに合流し、02（同14）年1月29日からは、英海軍艦艇への洋上補給などを開始した。

当初、協力支援活動としての艦船用燃料の提供は、米英軍に限定していたが、テロとの闘いにおける作戦遂行の効率性を高めるため、逐次、燃料補給の対象国<sup>9</sup>を拡大し、本年5月末現在、11か国となっている。

また、04（同16）年10月の基本計画の変更以降、艦船用燃料に加えて艦艇搭載ヘリコプター用燃料および水の補給を開始した。

活動開始から海自部隊が協力支援活動として行った補給活動は、本年3月に600回を達成した。

本年5月末までに行った燃料などの補給の実績は、艦船用燃料約43万7千キロリットル（延べ634回）、艦艇搭載ヘリコプター用燃料約560キロリットル（延べ37回）、真水約3400トン（延べ64回）である。

協力支援活動を行っている補給艦は、「とわだ」、「はまな」、「ときわ」、「ましゅう」に、06（同18）年3月以降、「おうみ」を加えた5隻から、常時1～2隻が派遣されている。補給艦の警戒監視などにあたる護衛艦についても、常時1～2隻が派遣されている。

最近では、従来の国内における任務、訓練に加えて、近年活発化している防衛交流で海外へ派遣される艦艇が増加していることから、これら所要を満たしつつ、インド洋における協力支援活動および国際緊急援助活動などの突発事案にも対応するため、計画的な部隊運用を行っ

8) テント（1,025張）、毛布（18,500枚）、ビニールシート（7,925枚）、スリーピングマット（19,980枚）、給水容器（19,600個）の総トン数約200トン

9) 米英国に加え、03（平成15）年2月にドイツ、ニュージーランド、フランスと、同年3月にイタリア、オランダ、スペイン、カナダ、ギリシア、04（平成16）年7月パキスタンと交換公文を締結し11か国となった。これらの交換公文は、わが国が支援対象国に対して行う協力支援活動が、テロ対策特措法に基づくものであることが明記されており、また、わが国が協力支援活動として提供する物品については、テロ対策特措法の目的に合致して適切に使用されるべきこと、また、わが国の事前の同意を得ないで第三者に移転してはならないことを支援対象国に対して繰り返し説明し、各国とも了解している。

図表5-1-11 艦艇派出状況表（昨年7月から本年6月まで）

年・月	17年						18年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全般	10/26テロ対策特措法の一部改正 10/28基本計画の派遣期間延長						4/21基本計画の 派遣期間延長					
補給艦	はまな	← 7/28派遣					→ 12/26帰国（152日）					
	とわだ	→ 9/8帰国（162日）										
	ときわ	← 11/14派遣					→ 4/23帰国（161日）					
	おうみ							← 3/14派遣				
護衛艦	きりさめ	← 11/15派遣					→ 4/22帰国（159日）					
	いなづま							← 3/14派遣				
	ゆうだち	→ 9/8帰国（162日）										
	いかづち	← 7/26派遣					→ 12/27帰国（155日）					
	しまかぜ	→ 9/9帰国（164日）										
	指揮官	第63護衛隊司令		← 第1護衛隊司令			← 第6護衛隊司令			← 第4護衛隊司令		

ている。

また、米軍が使用するアフガニスタンの飛行場施設の維持のための建設用重機などの海上輸送の具体的なニーズがあったことから、わが国の主体的な判断として、03（同15）年2月から3月にかけて、輸送艦「しもきた」と護衛艦「いかづち」により、タイ陸軍の建設用重機などをタイからインド洋沿岸国まで輸送した。昨年7月からの艦艇派出状況は図表5-1-11のとおり。

## （2）航空自衛隊の部隊による協力支援活動

空自部隊は、第1輸送航空隊（小牧基地）所属のC-130H輸送機をもって、01（同13）年11月29日から在日米軍基地間の国内輸送を、また同年12月3日から在日米軍基地とグアム方面などとの間の国外輸送を開始した。

輸送支援は、主にC-130H輸送機で行っていたが、在日米軍基地間の国内輸送に、02（同14）年7月以降、C-130H輸送機に加え、C-1輸送機の使用を開始し、04（同16）年7月以降は、C-1輸送機のみで国内輸送を行っている。

これら輸送支援で、主として米軍の航空機用エンジン、部品、整備器材、衣料品などの物資を輸送している。

活動開始から空自部隊が協力支援活動として行った輸

送は、本年2月に300回を達成し、本年5月末で、315回（国外15回、国内300回）に達した。

## （3）派遣部隊の福利厚生と隊員のメンタルヘルスケア

自衛隊は、不測の事態に対応できる態勢を維持し、常時、極度の緊張を強いられる隊員が安心して職務に専念できる環境づくりと士気の維持を図るため、隊員と留守家族の精神的不安を緩和する施策を行っている。

派遣部隊の福利厚生施策として、隊員と留守家族の絆を維持する態勢を整えるとともに、留守家族が隊員不在の間に不安を抱くことのないよう、留守家族に対し、親身かつ積極的な支援を行っている。

具体的には、派遣隊員と留守家族間での衛星携帯電話や電子メールによる近況交換、各艦への臨時郵便局の設置による手紙の送付、隊員と留守家族に対して相互にビデオレターの提供、家族説明会などにより留守家族への情報の提供を行っている。さらに、家族相談室を設置し留守家族からの各種相談にも応じている。

また、メンタルヘルスケアの施策もっており、隊員個人の精神衛生面でのケアを目的として、派遣前に指揮官などに対しメンタルヘルス教育を行うとともに、派遣

中は艦内においてメンタルヘルスチェックを行い、事前  
にカウンセリング教育を受けた隊員が相談に応じる態勢  
をとっている。

## 5 日本の活動に対する評価

わが国の国際テロ対応のための活動に対し、カルザ  
イ・アフガニスタン大統領は、04（平成16）年9月、国  
連総会の場において「アフガニスタンの国民を代表して、  
部隊やさまざまな資源を提供してくれた全ての国、特に  
米国、日本、ドイツ、英国、カナダに対して、感謝申し上  
げる。」との旨の演説を行った。さらに、昨年4月に町村  
外務大臣（当時）がアフガニスタンを訪問した際、「日本

が行ってきたこの3年間の努力に感謝しており、特に、  
DDR<sup>10</sup>プロセスでの日本の支援や、インド洋上での給油  
支援に大変感謝している。」と述べ、謝意を表明した。

また、本年1月にロンドンで行われたアフガニスタン  
復興に関する国際会議において、カルザイ・アフガニス  
タン大統領、ブレア英首相、ライス米国務長官は、それ  
ぞれのスピーチの中で日本に言及し、わが国の支援を評  
価する旨を述べた。

なお、わが国の支援活動への感謝と国際社会への貢献  
に対する評価の表れとして、昨年7月に海自の練習艦隊  
が遠洋練習航海でフランスを訪問した際、仏海軍から無  
償での燃料の供与がされた。

## COLUMN

VOICE

解説

Q&amp;A

### インド洋での海自部隊の支援活動

わが国は、テロ対策特措法成立以来、4年以上にわたり、切れ目なくインド洋に補給艦を派遣し、海上阻止活動を行っている各国艦艇への補給を中心とした協力支援活動を行っています。

この海域で補給艦による補給支援がない場合は、海上阻止活動（OEF-MIO）を行っている各国の艦艇が海域にとどまって、活動を継続できるのは数日間であり、燃料を消費した後は燃料補給のために補給地に寄港しなければなりません。海上阻止活動を行う艦艇が補給のたびに作戦海域を離脱すれば、作戦効率が著しく低下し、テロリストが他国に逃走することを簡単に許すことになるとともに、武器や国際テロの資金源となる麻薬などが世界中に拡散する可能性が高まります。

つまり、この海域で洋上補給を行う海自部隊の支援が、各国の艦艇の計画的で長期の作戦継続を可能とし、海上阻止活動の効果を高めることができると言えます。

これら洋上における補給は、補給艦の真横30～50mの距離を同じ速力で航行する受給艦にホースを渡して、数時間（最長6時間）にわたり、等距離、同速力を維持しつつ並走しながら燃料を供給する作業であり、高い操艦技術と隊員の練度、忍耐を要する作業です。さらに、補給を行っている周辺海域では、すぐには国籍が確認できない船舶や航空機が航行しており、作業を行う隊員は、常時、不測の事態に対応できる態勢を維持しなければならず、極度の緊張を強いられます。また、気象状況も外気温度は最高40度を超え、甲板上は約70度以上になることもあるなど、厳しい環境の下で隊員は忍耐強く任務を遂行しています。

こうした隊員の献身的な働きによって行われている支援活動は、各国から高く評価されており、「日本の給油支援があるからこそ、テロとの闘いにおける海上阻止作戦に艦艇を派遣できた国もある」<sup>1)</sup>などの賛辞を得ています。



米国艦艇に洋上補給を行う  
補給艦「ましゅう」

1) デロング米中央軍司令官（当時）と海幕長の会談での発言

10) 元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰（Disarmament, Demobilization, Reintegration）

## 4 国連平和維持活動 (PKO) などへの取組

国際連合（国連）は、地域紛争への対処として、停戦合意成立後の紛争の再発防止のため、停戦や選挙実施の監視、復興・復旧援助などの国連平和維持活動（PKO）を行っており、本年5月末現在、アフリカ・中東を中心として15か所に展開している。

（図表5-1-12参照）

また、紛争や大規模災害などによる被災民などに対して、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの国際機関や各国により、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、救援や復旧活動が行われている。

わが国は、これらの国連を中心とした国際社会の平和と安定を求める努力に対し、日本の国際的地位と責任にふさわしい協力を行うため、資金面だけではなく、人的

な面でも協力をしている。

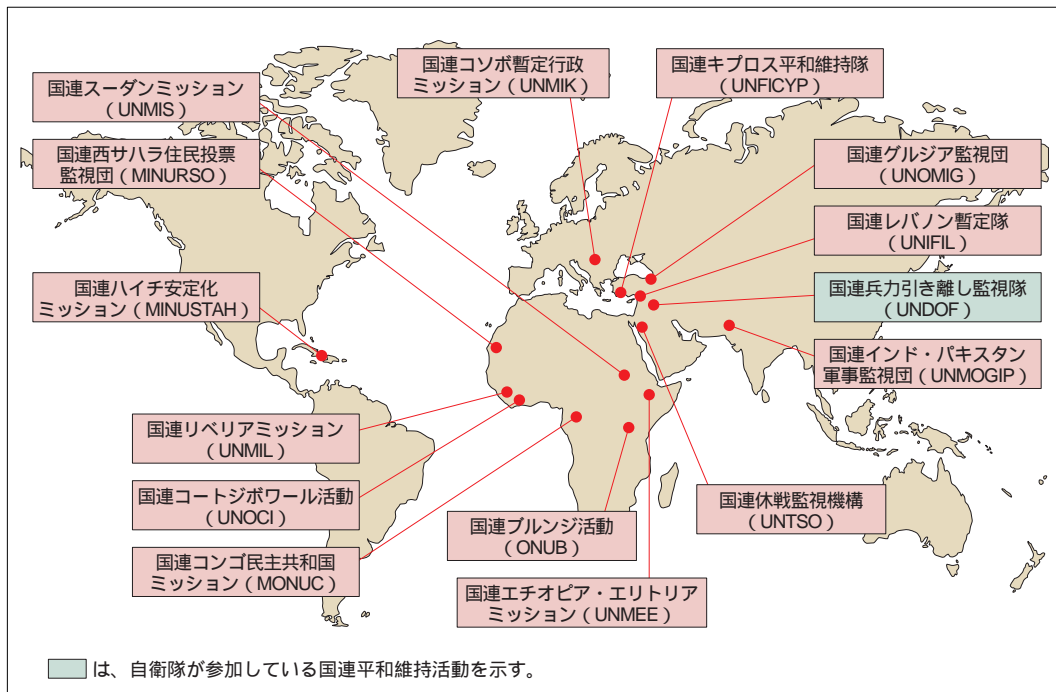
防衛庁・自衛隊は、国際的な安全保障環境の改善のため、このような活動に対して部隊などを派遣し、国際平和協力業務に積極的に取り組んでいる。

### 1 国際平和協力法の概要など

92（平成4）年6月に国際平和協力法が成立した。同法は、国連平和維持活動<sup>1</sup>、人道的な国際救援活動<sup>2</sup>および国際的な選挙監視活動の3つの活動に対し適切かつ迅速な協力を行うための体制を整備し、もってわが国が国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。

また、同法では、国連平和維持隊への参加にあたって

図表5-1-12 国連平和維持活動の展開状況



1) 国連決議に基づき、武力紛争当事者間の武力紛争再発防止に関する合意の遵守の確保その他紛争に対処して国際の平和と安全を維持するために国連の統括の下に行われる活動  
 2) 国連決議又はUNHCRなどの国際機関の要請に基づき、紛争による被災民の救援や被害の復旧のため、人道的精神に基づいて国連その他の国際機関又は各国が行う活動

の基本方針（いわゆる参加5原則）が規定されている。  
（図表5-1-13参照）

なお、同法では、当初自衛隊の部隊による平和維持隊のいわゆる本体業務<sup>3</sup>については、「凍結」されていた。その後、01（同13）年まで、防衛庁・自衛隊は平和維持隊の後方支援業務における着実な実績と経験を重ね、このような努力を受けた国内外の期待の高まりを受け、01（同13）年12月の国際平和協力法改正により、凍結されていた平和維持隊本体業務への部隊参加が解除された。

これまで、同法に基づき、自衛隊では、国連平和維持活動に対する協力としてカンボジア、モザンビーク、東ティモールへ部隊などを、また、人道的な国際救援活動に対する協力としてザイル（現コンゴ民主共和国）、インドネシア、パキスタン、ヨルダンへ部隊などを派遣してきた。また、国連平和維持活動に対する協力として、96（同8）年以来ゴラン高原へ部隊などの派遣を続けている。

（図表5-1-14参照）

## 2 ゴラン高原国際平和協力業務



### (1) UNDOFへの派遣の経緯など

ゴラン高原の国連兵力引き離し監視隊（UNDOF<sup>4</sup>は、United Nations Disengagement Observer Force）は、停戦に合意したシリアとイスラエルの間に設定された兵力引き離し地域（AOS）に展開して国連平和維持活動を行っている。  
Area Of Separation

本活動への参加は、中東和平のための国際的努力に対するわが国の人的な協力としての意義を有しているほか、国際平和協力活動にかかわる人材養成としての意義も有する。

政府は95（平成7）年12月、自衛隊の部隊などのUNDOFへの派遣を決定し、96（同8）年2月に、第1次ゴラン高原派遣輸送隊43名がカナダの輸送部隊と交代した。以来、約6か月交代で部隊を派遣し、本年5月末現在、第21次ゴラン高原派遣輸送隊が派遣されている。

図表5-1-13 国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針（参加5原則）

- 1 紛争当事者間で停戦の合意が成立していること
- 2 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊へのわが国の参加に同意していること
- 3 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること
- 4 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること
- 5 武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限度のものに限られること

図表5-1-14 自衛隊による国際平和協力業務

期 間	国際平和協力業務(業務区分)	地 域
92年 9月 - 93年 9月	カンボジア(国連平和維持活動)	東南アジア
93年 5月 - 95年 1月	モザンビーク(国連平和維持活動)	アフリカ
94年 9月 - 94年12月	ルワンダ(人道的な国際救援活動)	アフリカ
96年 2月 -	ゴラン高原(国連平和維持活動)	中 東
99年11月 - 00年 2月	東ティモール(人道的な国際救援活動)	東南アジア
01年10月	アフガニスタン(人道的な国際救援活動)	中央アジア
02年 2月 - 04年 6月	東ティモール(国連平和維持活動)	東南アジア
03年 3月 - 03年 4月	イラク(人道的な国際救援活動)	中 東
03年 7月 - 03年 8月	イラク(人道的な国際救援活動)	中 東

赤太枠：現在活動中の国際平和協力業務

### (2) 自衛隊の活動

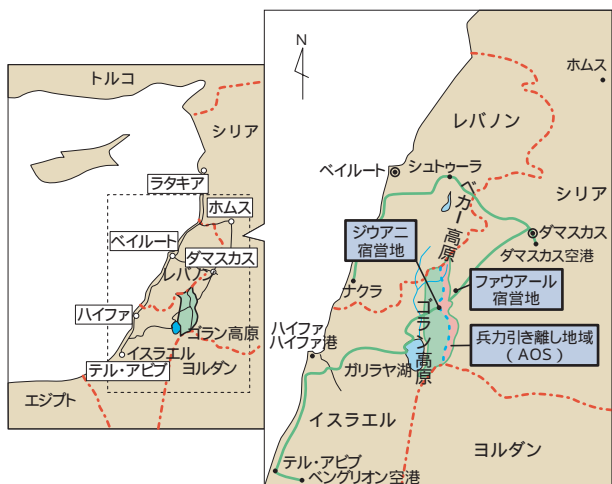
派遣輸送隊は、UNDOFの活動に必要な日常生活物資などを、イスラエル、シリア、レバノンの港湾、空港、市場などから各宿营地まで輸送しているほか、雨や雪でぬかるみ状態になる道路の補修や、標高2,800メートルを超える高原地帯での除雪作業などの後方支援業務を行っている。さらに、本年3月からカナダ隊に代わって任務についたインド部隊など同一宿营地に居住し、隊員の給食などを共同で行っており、関係国との交流を深めている。

空自は、派遣輸送隊に対する物資輸送のため、C-130H輸送機やU-4多用途支援機を半年に1度の割合で派遣している。

3) 武力紛争の停止の遵守状況、軍隊の再配置、撤退、武装解除の監視、緩衝地帯などにおける駐留、巡回、武器の搬入・搬出の検査、確認、放棄された武器の収集、保管、処分、紛争当事者が行う停戦線などの境界線の設定の援助、紛争当事者間の捕虜交換の援助を、いわゆる「本体業務」と呼んでいる。

4) 74（昭和49）年に設立され、シリア南西部のゴラン高原でイスラエルとシリア間の停戦監視と両軍の兵力引き離しなどに関する合意の履行状況の監視を任務としている。

図表5 - 1 - 15 ゴラン高原周辺図



(注) ーは輸送部隊の主要なルート

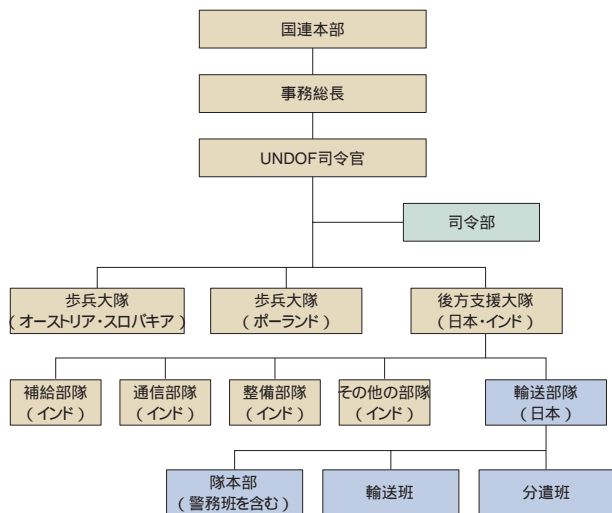
UNDOFの司令部要員として自衛官2名が派遣され、輸送などの後方支援分野に関する企画・調整やUNDOFの活動に関する広報や予算関連の業務を行っている。司令部要員は、おおむね1年ごとに交代しており、本年5月末現在、第11次の司令部要員がUNDOFの司令部に派遣されている。

UNDOFへの派遣期間は、当初、2年をめどとされていたが、国連からの強い要請、わが国要員の活動に対する国連や関係国からの高い評価、中東和平への人的協力の重要性などを考慮して総合的に検討した結果、これまで派遣を継続している。

本年1月、わが国がUNDOFに派遣を開始して10周年の節目を迎えた。陸自はこれまでの間に、21個輸送隊、延べ約900人の隊員を派遣し、貢献を重ねてきたが、ここで得られた経験はほかのPKOやイラク復興支援活動などの基盤を育成してきたと言える。

同月、現地宿営地においてUNDOF派遣10周年の記念式典を行った際、シャルマUNDOF司令官は、「日本の10年間の活動は大変素晴らしく全ての面においてプロフェッショナルである。」と述べ、自衛隊の活動を高く評価した。

図表5 - 1 - 16 UNDOFの組織



### 3 東ティモール国際平和協力業務

国連東ティモール支援団 (UNMISSET<sup>5</sup>)は、02 (平成14)年5月20日、東ティモールが正式に独立したのに伴い、独立までの全般的統治などを任務とする国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET<sup>6</sup>)の後継ミッションとして国連平和維持活動を行った。

政府は、国連からの要請を受け、自衛隊の部隊などの国連平和維持活動への派遣を決定し、02 (同14)年2月以降UNTAETに、同年5月以降はUNMISSETに、2年以上にわたり、約2,300名の陸自施設部隊および司令部要員を派遣してきたが、04 (同16)年5月、同国における国連の活動が大幅に縮小され、それに伴いわが国の活動も終了することとし、同年6月に部隊などを完全撤収した。

### 4 国連平和維持活動局への自衛官の派遣

00 (平成12)年、国連は、国連平和維持活動を含む平和活動に関するあらゆる問題の見直し・検討を行うために国連平和活動検討パネル<sup>6</sup>を設置した。このパネルで、国連本部の平和維持活動支援能力を強化するため、平和維持活動局 (国連PKO局)の人員増強などが勧告された

5) 02 (平成14)年5月17日の国連安保理決議第1410号の採択により設立され、昨年5月に終了した。規模を縮小してマンデートを1年延長したUNMISSETは、特別政治ミッションであるUNOTILに引き継がれた。  
6) 00 (平成12)年、アナン国連事務総長より、平和活動に関する国連の能力強化のための方策について勧告を行うよう要請を受けて設置された検討パネルをいう。委員は、ブラヒミ元アルジェリア外相 (委員長)、志村津田塾大学学長ほか全10名で構成

ことを受け、国連は同局職員の増員を行った。

これらを踏まえ、国連が行う国際平和のための努力に積極的に寄与するとの観点から、01（同13）年11月、国連PKO局に防衛庁の職員を派遣するため「国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律（平成7年法律第122号）」（防衛庁派遣職員処遇法）が改正され、

02（同14）年12月から昨年6月まで、陸上自衛官1名を、米国にある国連PKO局軍事部軍事計画課に派遣し、04（同16）年6月に設置された国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）の方針や計画策定に参画するなど活躍した。さらに昨年11月からは、新たに陸上自衛官1名を同課に派遣している。

## COLUMN

VOICE

解説

Q&amp;A

### UNDOF 10周年に際してのUNDOF司令官からのメッセージ（紹介）

UNDOFに部隊を派遣してから本年1月で10年を迎え、現地では10周年を記念する式典が開かれましたが、これに際し、シャルマUNDOF司令官（ネパール陸軍中將）から森陸幕長へ届けられたメッセージを紹介します。

自衛隊の国連兵力引離し監視隊（UNDOF）への部隊派遣10周年に際しまして、国際連合としてお祝い申し上げます。

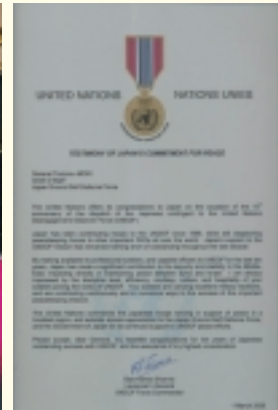
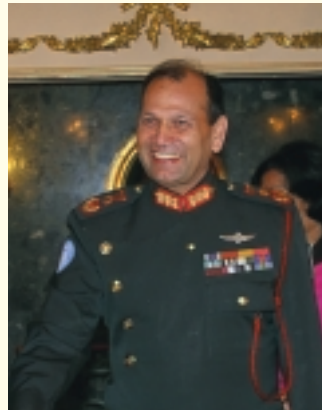
1996年よりUNDOFに部隊を派遣するとともに、日本は世界中の他の重要な平和維持活動（PKO）にも平和維持部隊を派遣されています。過去10年間の日本のUNDOFへの貢献は、傑出したものであります。

日本は過去10年間、高い専門性を有する有能な隊員の皆様をUNDOFに派遣し、シリアとイスラエル間の平和の維持に直接影響を与え、中東地域の安全と安定に多大な貢献をされました。また、UNDOFに参加された自衛隊の隊員の皆様の高い規律、能力、礼儀正しさ、文化、そして心遣いに、常に感銘を受けています。自衛隊の隊員の皆様は素晴らしい伝統を継承されており、PKOの成功に継続的かつ数多くの方法で貢献しました。

国際連合として、問題を抱える地域において平和を支援するために活動されている自衛隊の隊員の皆様の功績を讃えるとともに、UNDOFへの継続的なご支援に対しまして、日本国政府および自衛隊に衷心より感謝の意を表します。

過去10年に及ぶ自衛隊の素晴らしい成功に対し、心よりお祝いを申し上げます。

UNDOF司令官 陸軍中將 バラ・ナンダ・シャルマ



シャルマUNDOF司令官（左） 同司令官からのメッセージ（右）



## 5 国際緊急援助活動への取組

防衛庁・自衛隊は、人道的な貢献や国際的な安全保障環境の改善の観点から、国際緊急援助活動に積極的に取り組んでいる。

このため、平素より陸・海・空自衛隊に対して事前に作成した計画に基づき、任務に対応できる態勢を維持させている。また、派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえ、陸・海・空自衛隊の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

参照 > 資料50 (P385)

これまで派遣された国際緊急援助活動は図表5-1-17のとおりであるが、最近では、04(同16)年12月に甚大な被害をもたらしたインドネシア・スマトラ島沖大規模地震およびインド洋津波に際して、過去最大規模となる陸・海・空自衛隊の部隊や統幕などの要員の派遣を行った。

また昨年8月、ロシア連邦カムチャッカ半島沖でのロシア潜水艇の救助や、同10月パキスタン等大地震、本年5月のインドネシア・ジャワ島中部地震に際しての陸・空自衛隊の部隊の派遣など、積極的に人道的な貢献を果たしており、国際緊急援助活動への即応態勢も含めて高く評価されている。

図表5-1-17 自衛隊による国際緊急援助活動など

期 間	国際緊急援助活動など	地 域
98年11月～98年12月	ホンジュラスのハリケーンに際しての国際緊急援助活動	中南米
99年 9月～99年11月	トルコ北西部地震に際しての国際緊急援助活動に必要な物資の輸送	中近東
01年 2月	インド地震に際しての国際緊急援助活動	南アジア
03年12月～04年 1月	イラン南東部地震に際しての国際緊急援助活動に必要な物資の輸送	中 東
04年12月～05年 3月	インドネシア・スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波に際しての国際緊急援助活動	東南アジア
05年 8月	ロシア連邦カムチャッカ半島のロシア潜水艇事故に際しての国際緊急援助活動	北太平洋
05年10月～05年12月	パキスタン等大地震に際しての国際緊急援助活動	南アジア
06年 6月	インドネシア・ジャワ島中部地震に際しての国際緊急援助活動	東南アジア

### 1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、87(昭和62)年に「国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)」(国際緊急援助隊法)を施行し、被災国政府又は国際機関などの要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。

92(平成4)年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となり、これ以来、自衛隊は、現地で移動、宿泊、給食、給水、通信、衛生などの支援が受けられない場合でも、その装備や組織、平素からの訓練などの成果を活かし、自己完結的に救助活動、医療活動などの国際緊急援助活動を行う態勢を維持してきた。

### 2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊が行う国際緊急援助活動は、個々の災害の規模や態様、被災国政府又は国際機関からの要請内容など、その時々状況により異なったものになる。しかし、これまでの国内での各種災害派遣の実績から見て、

応急治療、防疫活動などの医療活動

ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動

浄水装置を活用した給水活動

などの協力、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送を行うことができる。

陸自は、医療、輸送の各活動やこれらに給水活動を組み合わせた活動をそれぞれ自己完結的に行えるよう、各方面隊が6か月ごとに持ち回りで任務に対応できる態勢を維持している。

また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や同部隊への補給品などの輸送ができる態勢を維持している。

### 3 インドネシア・スマトラ島沖大規模地震およびインド洋津波に際しての国際緊急援助活動

04（平成16）年12月26日にインドネシア・スマトラ島の西方沖で発生した大規模地震およびインド洋津波により、震源地を中心に激甚な被害が生じた。

このため、同月27日、タイ王国政府からわが国に対し支援要請があり、同月28日、外務大臣から防衛庁長官に対し、国際緊急援助隊法に基づく協力を求める協議が行われ、同日、インド洋におけるテロ対策特措法に基づく対応措置を交代して帰国途上であった海自の部隊をタイ王国に派遣した。

また、昨年1月3日、インドネシア共和国政府からわが国に対し支援要請があり、同月4日の外務省との協議を経て、同月6日以降空自のインドネシア国際緊急援助空輸隊、海自のインドネシア国際緊急援助海上派遣部隊、陸自のインドネシア国際緊急医療・航空援助隊および統幕などの統合連絡調整所要員をインドネシア・アチェ州を中心とした地域に派遣した。

なお、この活動は、初めて3自衛隊および統幕からの部隊および要員がそろって派遣され、総勢約1,000名に上る自衛隊史上最大の海外での活動であり、各派遣部隊が現地において効果的かつ効率的に任務を遂行するための3自衛隊の連携の必要性が改めて認識された活動であった。（図表5-1-18参照）



救助に向かった潜水艦救難母艦「ちよだ」

図表5-1-18 部隊配置などの概要（インドネシア・スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波に際しての国際緊急援助活動）



### 4 ロシア連邦カムチャッカ半島のロシア潜水艇事故に際しての国際緊急援助活動

昨年8月4日にカムチャッカ半島沖において、ロシア海軍所属の深海潜水艇が、海底ケーブルを固定するワイヤーに舵を絡ませ動けなくなる事故が発生し、同月5日に、ロシア政府から外務省を通じ防衛庁に、当該潜水艇を救助するための艦艇の派遣について要請があった。同日、防衛庁長官の命令により、当該ケーブルの切断作業等を実施するため、海自の潜水艦救難母艦「ちよだ」、掃海母艦「うらが」、掃海艇「うわじま」、「ゆげしま」の4隻が派遣された。

この救援活動は、同月7日に英国の無人潜水救難艇に



名誉勲章の伝達を受ける木下憲司1等海佐

よって乗員7名全員が無事救出されたため、海自艦艇の現場到着前に完了したが、イワノフ・ロシア国防大臣から大野防衛庁長官（当時）に対し、「日本が最初に行動を起してくれた。この恩は永久に忘れない。」という旨の電話連絡があり、わが国の救難活動に対する積極的な対応と、海自部隊の即応態勢が高く評価された。

また、ロシア海軍太平洋艦隊司令官は、自衛艦隊司令

官に対し「近年のロシア太平洋艦隊と海自の防衛交流に基づく信頼関係の賜である。」と述べるとともに、謝意を表明した。

さらに本年1月、額賀防衛庁長官がロシアを訪問した際、これら功績に対し、プーチン・ロシア大統領から派遣部隊指揮官、木下憲司1等海佐（第2潜水隊群司令）に対して、ロシア連邦名誉勲章の伝達が行われた。

## COLUMN

VOICE

解説

Q&amp;A

### ロシア潜水艇事故に際しての国際緊急援助活動に従事した隊員の声（海自）

掃海艇「ゆげしま」艇長 1等海尉 田鹿哲也

私が艇長を勤める第45掃海隊の掃海艇「ゆげしま」は8月5日にロシア潜水艇の事故に際し、僚艇「うわじま」とともに、速やかに準備を整えて函館を出港し、全速力で現場に急行しました。また、横須賀からは、潜水艦救難母艦「ちよだ」と掃海母艦「うらが」が現場に向かいました。

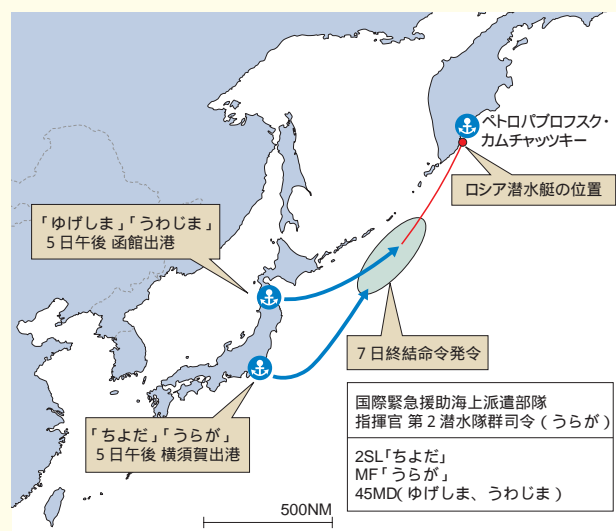
現場の詳しい状況もわからず、また、救出までの時間的な猶予もない難しい任務でしたが、乗員の士気は高く、艇内ではソーナーや機雷処分具（S-7）などの装備を活用して水中の状況をいち早く確認する方法や、ロシア潜水艇の舵に絡まった海底ケーブルの切断方法など、救助活動に関する意見が活発に出されました。任務を達成するために、乗員全員が一所懸命に知恵を絞る姿は、艇長として大変頼もしく感じました。

結果的に、我々の現場到着前に、遭難したロシア潜水艇の乗員が無事救助されましたが、この初動における措置は、救援隊を派遣した各国の中でも最も早い対応だったと聞いています。これは、部隊の即応態勢に加えて、これまで積み重ねてきた西太平洋潜水艦救難訓練などの成果であったと思います。また、昨年は海自とロシア海軍で日露捜索・救難共同訓練（SAREX）を実施するなど、共同訓練や防衛交流を通して友好な関係を築いてきましたが、さらに、本活動によってロシア海軍との信頼関係が深まったと感じています。



「ゆげしま」艇長の田鹿1等海尉

#### 部隊の活動の概要



## 5 パキスタン等大地震に際しての国際緊急援助活動

昨年10月8日にパキスタンのカシミール地方で発生した大規模地震により、激甚な被害が生じ、被災地は、陸路からの支援が困難となり、ヘリコプター等での空輸が必要となった。

このため、同月11日、パキスタン政府の要請により、外務大臣から防衛庁長官に対し、国際緊急援助隊法に基づく協力を求める協議が行われ、同月12日には現地で受入れ調整を行うパキスタン国際緊急航空援助隊の先遣隊20名を派遣するとともに、防衛庁長官から陸・空自に対し派遣命令を発出した。これを受け、翌日より順次に、



現地で被災者などの輸送を行う陸自ヘリコプター

現地での支援活動を行う陸自ヘリコプター3機を搭載した空自C-130H輸送機4機が千歳を出発し、16日にかけてイスラマバードまでの輸送を行った。さらに14日、陸自航空援助隊と資器材を乗せた政府専用機2機が千歳を出発し、同日現地へ到着した。

同月17日、陸自航空援助隊はイスラマバードから被災地であるバタグラム間で援助物資等の輸送を開始した。

さらに、同月21日より、陸自ヘリコプター3機および要員を追加派遣し、同月25日からは計6機態勢での輸送を行い、11月24日までの活動期間中、医薬品やテントなどの援助物資を約41トン、被災民や患者などの人員720名を輸送した。

11月14日、防衛庁長官は、被災地で寸断されていた道路が復旧し、現地のニーズも満たされつつあることから、国際緊急援助活動中の自衛隊部隊に活動終結命令を発出し、派遣部隊は12月2日までに帰国した。

(図表5-1-19参照)

今回の自衛隊による国際緊急援助活動の特徴としては、空自C-130H輸送機によって陸自ヘリコプターを初めて外国に輸送したことや、現地で被災者支援を行っている国際協力機構(JICA)などの国際緊急援助隊医療チームや国際移住機関(IOM)などと連携をしながら輸送を行ったことがあげられる。

図表5-1-19 部隊の展開の概要(パキスタン等大地震に際しての国際緊急援助活動)



1) 51(昭和26)年、欧州・ラテン・アメリカにおける人口・難民・移民問題解決のために発足され、89(平成元)年の憲章改正により「国際移住機関(IOM)」となり、広く難民の輸送支援、移民支援、人的資源の移転を扱っている非国連の国際機関

こうした自衛隊の支援活動に対し、同月12日、パキスタンのムシャラフ大統領は、イスラマバードのヘリポートを訪れ、支援を行っている陸自隊員を激励するとともに、14日には、小泉総理との電話会談において、「自衛隊は素晴らしい働きをしている。」と述べ、わが国の支援に謝意を表明した。



工藤隊長と堅い握手を交わすムシャラフ大統領

## COLUMN

VOICE

解説

Q&amp;A

### パキスタン等大地震に際しての国際緊急援助活動に従事した隊員などの声（陸自）

パキスタン国際緊急援助隊

3等陸佐

むらにしまさとし

村西正敏（現所属：第2飛行隊）

昨年のパキスタン等大地震に際しての国際緊急援助活動に従事した村西3佐に、現地での苦労話などについて、聞きました。

私は、部隊の派遣に先立って、先遣隊として現地入りし、現地の状況を把握しつつ、本隊を受け入れる準備を行いました。当初計画していたチャクララ空軍基地は、各国から運ばれる支援物資などで混雑しており、ヘリコプターの組み立て場所の確保、さらには航空燃料の調達要領等の調整などがあり、本隊受け入れまでの2日間は休む間もなく走り回りました。その後、パキスタン政府からの申し出があり、イスラマバード・ヘリポートを拠点として活動することになりました。

本隊が到着した後は、国際協力機構（JICA）や国際移住機関（IOM）のみなさんの協力などによって現地のニーズを把握し、パキスタン軍や他国の部隊、現地大使館との調整会議を行って、翌日の飛行計画を立てました。その結果、非常に効率的な支援を実施することができました。

物資の空輸にあたっては、イスラマバード周辺は砂塵等によって視程が数キロメートルと悪く、目視だけでは現在位置や、他の航空機の位置を把握することが難しいため、機外の見張りには十分に気を付けました。また、標高2,000m級の山岳が続く地帯を安全に飛行するために、携帯用GPSを活用し、さらに、機体のトラブルや天候急変などへ備えるために、衛星携帯電話などを用意して緊急時の通信手段を確保しました。

山間部のヘリポートに物資を初めて空輸したときのことで、ご老人が操縦席に近寄ってきて、日本語で「アリガトウ」と言って握手を求めてきました。被災地住民からの感謝の思いを、身をもって感じるとともに、我々の援助を必要としている被災者のために、「明日から毎日来なければ」と思いました。また、山の上や人里離れた渓谷に、我々が運んだテントが、次々に張られていくのを見て、改めて任務のやりがいを感じました。



イスラマバードヘリポートで、調整を行う  
村西3等陸佐

現地で、自衛隊と協力して支援活動を行った国際協力機構（JICA）の高木さんと、国際移住機関（IOM）浜田さんに隊員の活躍ぶりなどについて聞いてみました。

#### JICA 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所勤務

たかぎ みちよ  
高木美智代さん

日本がパキスタンの緊急事態に資金や物資だけでなく、援助部隊を派遣したことは被災地にとって大きな助けになりました。私は、現地案内をはじめ、現地語（ウルドゥー語）による通訳をしたり、イスラム教のタブーや習慣、交渉の仕方といったアドバイスを行ったりして、自衛隊による国際緊急援助部隊のサポート役を務めました。ちょうど、イスラムの断食月（ラマダン）だったこともあり、日の入りの時刻には仕事が滞るなど業務から生活面までさまざまな制約もありました。また各国から寄せられた援助物資の中には、現地の生活習慣に合わないものが混在するなど、問題も起きていました。そのような中で日本の自衛隊の皆さんは現地の生活習慣を尊重しながら、必要なものが必要な場所に届く方策をとるなどパキスタン人の立場に立った活動を心掛けていました。私はパキスタン人と日本人の架け橋としてその任務の一端に携わることが出来たことを誇りに思います。



JICAの高木さん

#### IOM パキスタン事務所勤務

はま だ ゆう こ  
浜田祐子さん

自衛隊のみなさんとは、調整ミーティングを日常的に行い、被災者のニーズ、天候、道路状態などについての情報を交換しました。こうした調整の結果、自衛隊がヘリコプターで物資を輸送し、我々がパキスタン軍の支援のもと配布を調整するなどの作業分担をおこなって、より早く、効果的に救助物資を配布することができました。

昨年の11月には自衛隊と一緒に被災地のテント村を訪問して、就寝マットや貯水タンク、テントなどの物資を提供しましたが、その際に自衛隊はアライ地区バナの学校を訪れ、子どもたちに尺八の演奏を披露して、現地の子供たちから喜ばれていました。また、被災者の方々は、「道路が閉鎖され、全く援助を得られなかった時に、日本のみなさんが駆け付けてくれた」「自衛隊のヘリだけは、毎日2便から4便、ほとんど一日も欠かさず援助物資を届けてくれた」などと感謝をしていました。



IOMの浜田さん

## COLUMN

VOICE

解説

Q&A

### パキスタン等大地震に際しての国際緊急援助活動に従事した隊員などの声（空自）

パキスタン国際緊急援助隊 空曹長 すずき しょうじ 鈴木昭二（現所属：第1輸送航空隊401飛行隊）

今回の任務は、パキスタンの被災地まで援助物資などを空輸する陸自ヘリコプター（UH-1H）を、イスラマバードまで空輸することでした。そして、被災地で援助を待っている人たちのためにも、UH-1Hを無傷で目的地まで空輸し、すぐに活動を開始できるようにしなければなりません。私は、C-130Hの空中輸送員として搭載計画を立て、搭載作業などの指揮監督や安全管理を実施しましたが、実際の運用面においてUH-1HをC-130Hに搭載するのは初めてだったため、

手探りの部分が多く、非常に緊張する作業でした。

本任務で苦労したのは、C-130Hの貨物室が、UH-1Hを搭載するのにぎりぎりの高さや幅であったことから、UH-1Hの風防ガラスやアンテナ類などを傷つけないように慎重に搭載を行わなければならないことでした。このため、搭載作業では、陸自隊員との緊密な連携が必要でした。

さらに飛行中においても、突然の気流の乱れや離着陸時の振動などもありますので、細心の注意を払うなど、精神的な疲労もありましたが、支援を待つ被災者の気持ちや、任務の重要性を考え、「どんなにきつくても目的を達成してやるぞ!」という思いで任務を遂行しました。

本任務に従事し、国際社会の中で日本の代表として任務を完遂できたことは、今後の自信につながり、誇りを持って職務に専念できます。また、日々訓練してきた成果を活かし、自己の能力を最大限に発揮したことにより、国民の信頼を得ることができたと思っています。



機内で作業を行う鈴木空曹長



空自C-130Hへの陸自ヘリコプターの搭載

## 6 インドネシア・ジャワ島中部地震に際しての国際緊急援助活動

本年5月27日に、インドネシア・ジャワ島中部で発生した大規模地震により、震源に近いジョクジャカルタ特別州の南部では、ほとんどの建物が倒壊し、多くの死傷者が出るなどの大きな被害が生じた<sup>1)</sup>。

同月29日、インドネシア政府からの要請を受け、外務大臣から防衛庁長官に対し、国際緊急援助法に基づく協議が行われ、額賀防衛庁長官は、国際緊急援助活動を行うため、自衛隊を現地に派遣することを決め、派遣準備を指示した。

これを受け、同月30日に、現地での情報収集や受入れ調整などを行う、先遣チーム約20名が現地に出発、31日に、防衛庁長官は派遣命令を発出し、翌6月1日、医官7名を含む医療援助隊約50名と、輸送にあたる空自C-130H輸送機2機を現地に派遣した。

被災地のジョクジャカルタ特別州の山間部などでは、医師が少なく、多くの負傷者への医療支援が必要なことから、派遣された医療援助隊は、同月2日、同州のグヌンキドゥル県ブンダル村で、巡回を開始し、3日には医療用のテントを設置して、湿布や消毒などの医療支援を行った。

図表5-1-20 インドネシア・ジャワ島中部地震発生地域周辺



さらに、同月2日、防衛庁長官は、先遣チームの現地調査結果等を踏まえ追加派遣を決定し、同月4日、約100名の陸自追加派遣部隊と物資の輸送にあたる空自C-130H輸送機2機が、現地に向け出発した。

同月13日、防衛庁長官は、現地での応急的な医療のニーズは、ほぼ満たされつつあることから、国際緊急援助活動中の自衛隊部隊に活動終結命令を発出し、派遣部隊は16日まで活動し、22日までに帰国した。活動期間中、派遣された医療援助隊は、累計3,759名を診療するとともに、1,683名への予防接種、4,300㎡の防疫を実施した。



ブンダル村に開設された救護所での診療の様子

<sup>1)</sup> わが国は28日、インドネシアに医療関係者等からなる緊急援助隊・医療チームの派遣、総額1,000万ドルの無償資金協力及び約2,000万円相当の緊急援助物資供与を決定した。